

パーソナルデータ利活用に関するマルチステークホルダー

プロセスの試行結果等の報告書を取りまとめました

経済産業省は、個人情報保護法の改正に伴って今後新たな活用が見込まれるマルチステークホルダープロセスについて、その実効的な実施手法等を検討することを目的とした検討会を設置し、平成 27 年 1 月から 3 月にかけて、消費者代表及び事業者らが参加するマルチステークホルダープロセスを試行的に実施して、試行結果の検証及び論点整理等を行いました。
検討会での検討内容、実施手法の具体的提言等を報告書として取りまとめましたので、お知らせ致します。

1. 背景

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が取りまとめた「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(平成 26 年 6 月 24 日決定)においてマルチステークホルダープロセスの考え方を活かした自主規制ルール of 枠組みの創設が定められ、また、同大綱に基づく「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」(同年 12 月 19 日公表)でも、マルチステークホルダープロセスの考え方が示された。その後、平成 27 年 9 月 3 日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」が成立し、匿名加工情報に係る作成方法等につき消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて個人情報保護指針を作成するよう努めるべきと定められ、マルチステークホルダープロセスの考え方の活用を含めた法改正がなされた。

マルチステークホルダープロセスに関して、その具体的な実施手法等については諸外国においても試行段階にある。今後、我が国においても、法整備を踏まえた同プロセスの活用が見込まれるが、その活用が進められるためには、同プロセスの実効的な実施手法が早急に示されることが望ましい。

※マルチステークホルダープロセス: 一般的には、事業者、消費者及び有識者等の利害関係者が参画するプロセスにおいて、それらの意見を踏まえたルール策定等を行う方法のこと。

2. 検討会の設置

経済産業省では、前記骨子案の公表後、マルチステークホルダープロセスの有効性と課題を明らかにしてその実施手法等を検討することを目的として、事業者、消費者代表及び有識者からなる検討会を設置し、平成 27 年 1 月から 3 月にかけて、同プロセスを試行的に実施した。検討会においては、クレジットカード会社及び加盟店が行う各種サービスをユースケースとして、個人情報の匿名加工方法に関し、事業者及び消費者代表らによる討議を中心に検討を進めた。併せて、技術者及び法律家らを中心とするアドバイザー会議を設置して、同会議において匿名加工方法やデータ保護の規律について専門的な見地から討議し、検討会に対して助言を行った。

※なお、検討会の検討期間終盤に至って前記個人情報保護法改正案の法案提出がなされたため、検討会では、原則として前記骨子案に基づいて検討を行った。

3. 報告書の概要

検討会においては、概要、以下の各項について検討し、報告書では、検討会の趣旨、構成等詳細を説明した上で、以下の各項の内容を中心に取りまとめた。

(1) 諸外国におけるマルチステークホルダープロセスの先進事例の分析

諸外国における、プライバシー分野を含むマルチステークホルダープロセス(と類似の取組み)が実施されている 10 事例を取り上げ、分析・整理して、検討会における試行の進め方を検討する際の参考とした。

(2) 試行的に実施するマルチステークホルダープロセスの具体的実施手法の検討

マルチステークホルダープロセスの実施手法の検討等に当たって、ユースケースの選定、匿名加工方法の整理、試行の進め方の設定等を行った。検討会における試行の進め方については、諸外国の事例分析等に基づき、20 項目を挙げて、マルチステークホルダープロセスの枠組みとして設定した。

(3) マルチステークホルダープロセスの試行

各ユースケースを基に、アドバイザー会議で技術面及び法律面の検討をした上で検討会に助言等を行い、また、検討会では、同助言等を踏まえて、消費者及び事業者それぞれの視点から、各ケースにおけるデータ利活用でのメリット、プライバシーリスクについて整理を行った上で、データ利活用のあり方に関する検討や匿名加工方法に関する留意点等を整理した。

(4) 試行結果の検証及びマルチステークホルダープロセスのあり方の検討

マルチステークホルダープロセスの試行を通じて、また、各委員への聴取、意見収集を行った上で、論点を抽出し、我が国におけるマルチステークホルダープロセスの実施に係る示唆として、そのあり方の検討と留意点を整理した。併せて、個人情報保護法の改正を見据えたマルチステークホルダープロセスの実施手法及び匿名加工情報の加工方法等に係る具体的提言を取りまとめた。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局 情報経済課長 佐野

担当者：角田、明石

電話：03-3501-1511（内線 3961）

03-3501-0397（直通）